

○扶桑町企業立地促進条例施行規則

平成24年3月29日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、扶桑町企業立地促進条例（平成24年扶桑町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(地域振興のための工場等)

第3条 条例第3条第1項に規定する地域振興のための工場等は、次のいずれかに該当する業種の工場等をいう。

- (1) 愛知県知事が指定した技術先端型業種であること。
- (2) 指定集積業種（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第2項第6号に規定する指定集積業種をいう。以下同じ。）であること。

(奨励金の額等)

第4条 条例第3条第1項に規定する工場等新設促進奨励金及び工場等増設促進奨励金の額は、操業開始日以後に、当該工場等に係る固定資産税を町が最初に課することとなった年度（以下「課税初年度」という。）から、3年間における工場等の新設等に係る目的で取得した土地（工事に着手する日前3年以内に取得した土地に限る。）及び工場等の新設等に係る家屋の各年度の固定資産税並びに都市計画税に相当する額に別表1に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、増設の場合は、町内にある工場等（町外に存する工場等を除く。）の敷地を縮小し、又は工場等の全部若しくは一部を廃止したときは、縮小した敷地又は廃止した工場等に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額を控除した後の額に別表1に定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 条例第3条第2項第1号に規定する雇用促進奨励金の額は、条例第4条第3項第2号及び第3号の従業員の確定した数に15万円を乗じて得た額とする。ただし、300万円を限度とする。
- 3 条例第3条第2項第2号に規定する償却資産取得奨励金の額は、償却資産を取得した工場等に課税初年度の取得した部分に係る固定資産税に相当する額とする。
- 4 第1項及び第3項の規定において、奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(奨励金の分割支給)

第5条 前条に規定する奨励金は、交付する年度内に3回を限度として分割して支給することができる。

(生活環境の配慮及び法令の遵守)

第6条 条例第4条第1項第3号及び第2項第4号に規定する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行う事項は、環境の保全に関する法令に定めるもののほか、町長の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

(指定の申請等)

第7条 条例第6条第1項の規定による、奨励措置の指定の申請をしようとする事業者は、次の各号に掲げる奨励金の区分により、当該各号に定める奨励金の申請書に必要な書類を添えてそれぞれの期限までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情がある

と認めたときは、この限りでない。

(1) 工場等新設促進奨励金及び雇用促進奨励金

ア 申請書 工場等新設促進奨励金措置適用事業者指定申請書（様式第1）

イ 期限 新設する工場等の工事に着手する日の30日前

(2) 工場等増設促進奨励金及び雇用促進奨励金

ア 申請書 工場等増設促進奨励金措置適用事業者指定申請書（様式第2）

イ 期限 増設する工場等の工事に着手する日の30日前

(3) 償却資産取得奨励金

ア 申請書 償却資産取得奨励金措置適用事業者指定申請書（様式第3）

イ 期限 償却資産に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第383条に規定する申告期日

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに、指定の可否を奨励措置適用事業者指定可否決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

（奨励金の交付の時期）

第8条 工場等新設促進奨励金又は工場等増設促進奨励金は、第4条第1項に規定する課税初年度から3年間ににおける各年度分の奨励金の額をそれぞれの年度の翌年度に交付するものとする。

2 雇用促進奨励金は、操業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の翌年度に交付するものとする。

3 償却資産取得奨励金は、償却資産を取得した工場等に課税初年度の翌年度に交付するものとする。

（交付の申請等）

第9条 第7条により指定された者は、第8条の規定により奨励金の交付を受ける年度の6月30日までに、奨励金交付申請書（様式第5）に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 町長は、奨励金の交付の可否を決定したときは、速やかに、奨励金交付可否決定通知書（様式第6）により通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条第2項に規定により奨励金が交付されることとなった事業者は、速やかに、奨励金交付請求書（様式第7）を町長に提出しなければならない。

（届出）

第11条 指定事業者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、町長に対し、当該各号に定める届出を行わなければならない。

(1) 工場等の新設等に係る工事が完了した場合 工事完了届（様式第8）

(2) 新設等した工場等が操業を開始した場合 操業開始届（様式第9）

(3) 指定を受けた内容に変更があった場合 指定申請書記載事項変更届（様式第10）

(4) 奨励措置に係る工場等が操業を休止し、又は廃止した場合 操業休止（廃止）届（様式第11）

（権利の譲渡等の禁止）

第12条 奨励金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（指定事業者の地位の承継等）

第13条 相続、譲渡、合併等により指定事業者に変更が生じたときは、奨励措置に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継人は、町長の承認を受けてその地位を承継すること

ができる。

2 前項に規定する指定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに、承継申請書（様式第12）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、指定事業者の地位の承継を承認したときは、当該承継人に対して承継承認通知書（様式第13）により通知するものとする。

（指定の取消し）

第14条 町長は、条例第8条の規定により指定を取り消したときは、奨励措置指定取消通知書（様式第14）により通知するものとする。

（奨励措置の取消し等）

第15条 町長は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条第2項の規定により、奨励措置を取消し、奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）前条の規定により指定を取り消されたとき。

（2）奨励措置の対象となった工場等が操業を休止したとき又は休止の状況にあると認められるとき。

（3）町税を滞納したとき。

（4）偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたと認められるとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 町長は、条例第9条の規定により奨励金の全部又は一部の交付を停止したときは、奨励金交付停止通知書（様式第15）により通知するものとする。

3 町長は、条例第9条の規定により奨励金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、奨励金返還命令書（様式第16）により通知するものとする。

4 前項の命令書を受けた者は、町長が定める返還期限までに奨励金を返還しなければならない。この場合において、返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じた延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。なお、延滞金については、扶桑町税条例（昭和38年扶桑町条例第2号）の例により算出するものとする。

5 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の延滞金を免除することができる。
（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に指定地域内で工場等の新設等に着手している事業者については、第7条第1項第1号中「新設する工場等の工事に着手する日の30日前」及び同項第2号中「増設する工場等の工事に着手する日の30日前」とあるのは、「この規則の施行の日後60日の間」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (第4条第1項関係)

区分		割合
新設及び増設（指定地域内の他の場所に工場等を建築し、かつ既存の工場等の事業を継続して営むもの）	初年度	100／100
	翌年度	100／100
	翌々年度	100／100
増設（拡張、建て替え又は移転）	初年度	100／100
	翌年度	75／100
	翌々年度	50／100

様式第 1（第 7 条関係）

工場等新設促進奨励金措置適用事業者指定申請書

年 月 日

扶桑町長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 印

扶桑町企業立地促進条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

法人等の概要	資本金の額又は出資の総額	円		
	常時使用する従業員数	人		
	業種 (日本標準産業分類)			
新設する工場等の概要	種 別	☐ 工場 ☐ 研究開発施設 ☐ 物流施設		
	所 在 地 (地 番)			
	名 称			
	業種 (日本標準産業分類)			
	事業概要 (製造製品の内容)			
	土 地	敷 地 面 積	m ²	
		取 得 面 積	m ²	
		取得(契約)年月日	年 月 日	
		賃 貸 借 面 積	m ²	
		そ の 他 の 面 積	m ²	
	家 屋 (予 定)	取 得 延 床 面 積		
		取 得 年 月 日	年 月 日	
	投下固定資産総額 (予 定)	土 地	円	
		家 屋	円	
償 却 資 産		円		
計		円		

	工事着工年月日 (予 定)	年 月 日
	工事完了年月日 (予 定)	年 月 日
	操業開始年月日 (予 定)	年 月 日
	他の補助金の申請の有 無	☐ 有 () ☐ 無
連絡先等	所属及び担当者氏名 電話 番 号 F A X 番 号	{ } — { } —

※条例第3条第2項第1項の奨励措置（雇用促進奨励金）に関する事項

新たに雇用を開始する従業員数(予定)	人
--------------------	---

※添付書類

- 1 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- 2 常時使用する従業員数が確認できる書類
- 3 定款又はこれに準ずる書類
- 4 事業計画書(企画概要等を含む。)
- 5 位置図及び公図の写し
- 6 土地の登記事項証明書
- 7 賃貸借契約書の写し(土地又は家屋が賃貸借契約の場合)
- 8 建築確認申請書の写し
- 9 家屋の配置図及び各階平面図
- 10 投下固定資産総額を証する書類(土地、家屋及び償却資産の売買契約書の写し、見積書の写し等)
- 11 町税等の公簿の閲覧に関する同意書
- 12 その他町長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

工場等増設促進奨励金措置適用事業者指定申請書

年 月 日

扶桑町長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 印

扶桑町企業立地促進条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

法人等の概要	資本金の額又は出資の総額	円		
	常時使用する従業員数	人		
	業種 (日本標準産業分類)			
増設する工場等の概要	種別	☐ 工場 ☐ 研究開発施設 ☐ 物流施設		
	増設の内容	増設(☐ 拡張 ☐ 建替え ☐ 移転 ☐ 別工場の建設)		
	所在地(地番)			
	名称			
	業種 (日本標準産業分類)			
	事業概要 (製造製品の内容)			
	土地	敷地面積	㎡	
		取得面積	㎡	
		取得(契約)年月日	年 月 日	
		賃貸借面積	㎡	
		その他の面積	㎡	
	家屋(予定)	取得延床面積		
	拡張・建替・設置	取得年月日	年 月 日	
投下固定資産総額 (予定)	土地	円		
	家屋	円		

		償 却 資 産	円
		計	円
	工事着工年月日(予定)	年 月 日	
	工事完了年月日(予定)	年 月 日	
	操業開始年月日(予定)	年 月 日	
	他の補助金の申請の有無	☐ 有() ☐ 無	
増設前の工場等の概要	土地	敷地面積	m ²
	家屋	延床面積	m ²
		固定資産税評価額	円
連絡先等	所 属 及 び 担 当 者 氏 名 号 号 電 話 番 番 番 番 F A X 番 番 番 番 () — —		

※条例第3条第2項第1項の奨励措置（雇用促進奨励金）に関する事項

新たに雇用を開始する従業員数(予定)	人
--------------------	---

※添付書類

- 1 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- 2 常時使用する従業員数が確認できる書類
- 3 定款又はこれに準ずる書類
- 4 事業計画書(企画概要等を含む。)
- 5 位置図及び公図の写し
- 6 土地及び家屋の登記事項証明書
- 7 賃貸借契約書の写し(土地又は家屋が賃貸借契約の場合)
- 8 建築確認申請書の写し
- 9 家屋の配置図及び各階平面図(拡張前の図面、建替前の図面を含む。)
- 10 家屋の固定資産税評価証明書
- 11 投下固定資産総額を証する書類(土地、家屋及び償却資産の売買契約書の写し、見積書の写し等)
- 12 町税等の公簿の閲覧に関する同意書
- 13 その他町長が必要と認める書類

様式第3（第7条関係）

償却資産取得奨励金措置適用事業者指定申請書

年 月 日

扶桑町長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 印

扶桑町企業立地促進条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

法人等の概要	資本金の額又は出資の総額	円
	常時使用する従業員数	人
	業種（日本標準産業分類）	
新設した工場等の概要	種別	☐ 工場 ☐ 研究開発施設 ☐ 物流施設
	新設、増設の別	☐ 新設 ☐ 増設（別工場の建設）
	所在地（地番）	
	名称	
	業種（日本標準産業分類）	
	事業概要（製造製品の内容）	
	操業開始年月日	年 月 日
取得した償却資産の概要	取得総額	円
	当初取得年月日	年 月 日
	最終取得年月日	年 月 日
	他の補助金の申請の有無	☐ 有（ ） ☐ 無
連絡先等	所属及び担当者氏名 電話番号 F A X 番号	{ } ー ー

※添付書類

- 1 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- 2 常時使用する従業員数が確認できる書類
- 3 定款又はこれに準ずる書類

- 4 償却資産申告書及び明細書の写し(町内に複数の工場があるときは、指定を受けた工場等の償却資産であることが明らかである書類)
- 5 町税等の公簿の閲覧に関する同意書
- 6 その他町長が必要と認める書類

様式第4（第7条関係）

奨励措置適用事業者指定可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長

印

年 月 日付けで指定の申請があった件について、扶桑町企業立地促進条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり通知します。

審 査 の 結 果	指定する ・ 指定しない
指 定 し な い 理 由	
予定する奨励措置の名称	☐ 工場等新設促進奨励金 ☐ 工場等増設促進奨励金 ☐ 雇用促進奨励金 ☐ 償却資産取得奨励金
指 定 番 号	第 号
工場等の所在地（地番）	
工 場 等 の 名 称	
交 付 予 定 年 度 等	☐ 工場等新設促進奨励金 年度 ☐ 工場等増設促進奨励金 年度 ☐ 雇用促進奨励金 年度 ☐ 償却資産取得奨励金 年度
指 定 の 条 件	

注1 返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じた延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。

2 延滞金については、扶桑町税条例の例により算出します。

様式第5（第9条関係）

奨励金交付申請書

年 月 日

扶桑町長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

扶桑町企業立地促進条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

法人等の概要	資本金の額又は出資の総額	円	
	常時使用する従業員数	人	
	業種(日本標準産業分類)		
指	定	番	号
工場等の所在地(地番)			
工場等の名称			
交付を申請する奨励金の名称		☐ 工場等新設促進奨励金 ☐ 工場等増設促進奨励金 ☐ 雇用促進奨励金 ☐ 償却資産取得奨励金	
工場等が操業を開始した日(事業開始日)		年 月 日	
投下固定資産総額	土地	円	
	家屋	円	
	償却資産	円	
	計	円	
奨励金の算出基礎等	工場等新設促進奨励金	固定資産税額	円
		都市計画税額	円
	工場等増設促進奨励金	固定資産税額	円
		都市計画税額	円
	雇用促進奨励金	新たに雇用を開始した従業員数	人
	償却資産取得奨励金	固定資産税額	円

※ 添付書類

工場等新設促進奨励金

- 1 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- 2 常時使用する従業員数が確認できる書類
- 3 定款又はこれに準ずる書類
- 4 家屋の登記事項証明書
- 5 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 6 投下固定資産総額を証する書類(明細書及び領収書等の写し)
- 7 町税等の公簿の閲覧に関する同意書
- 8 町税の納税証明書又は町税の滞納がないことを証する書類
- 9 その他町長が必要と認める書類

(注)添付書類 1 から 7 は最初の交付申請時のみで可

工場等増設促進奨励金

- 1 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- 2 常時使用する従業員数が確認できる書類
- 3 定款又はこれに準ずる書類
- 4 家屋の登記事項証明書
- 5 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 6 家屋の固定資産税評価証明書
- 7 投下固定資産総額を証する書類(明細書及び領収書等の写し)
- 8 町税等の公簿の閲覧に関する同意書
- 9 町税に滞納がないことを証する書類
- 10 その他町長が必要と認める書類

(注)添付書類 1 から 8 は最初の交付申請時のみで可

雇用促進奨励金

- 1 新たに雇用を開始した従業員の名簿(雇用年月日、氏名及び住所を記載した書類)
- 2 雇用保険被保険者通知書(事業主通知用)の写し
- 3 雇用状況を明らかにする書類
- 4 その他町長が必要と認める書類

償却資産取得奨励金

- 1 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- 2 常時使用する従業員数が確認できる書類
- 3 定款又はこれに準ずる書類

- 4 償却資産の取得に伴う領収書等の写し(町内に複数の工場があるときは、指定を受けた工場等の償却資産であることが明らかである書類)
- 5 町税の納税証明書又は町税の滞納がないことを証する書類
- 6 その他町長が必要と認める書類

様式第 6 (第 9 条 関 係)

奨励金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付けで交付の申請があった奨励金について、扶桑町
企業立地促進条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり交付の可否
を決定したので通知します。

審 査 の 結 果	交付する ・ 交付しない		
交 付 し な い 理 由			
交 付 年 度	年度		
指 定 番 号	第 号		
工場等の所在地(地番)			
工 場 等 の 名 称			
交 付 を 決 定 し た 奨 励 金 の 名 称	☐ 工場等新設促進奨励金 ☐ 工場等増設促進奨励金 ☐ 雇用促進奨励金 ☐ 償却資産取得奨励金		
交 付 決 定 金 額	円		
内 訳	工 場 等 新 設 促 進 奨 励 金	円	
	工 場 等 増 設 促 進 奨 励 金	円	
	雇 用 促 進 奨 励 金	円	
	償 却 資 産 取 得 奨 励 金	円	
交 付 の 条 件			

注 奨励金の交付に係る書類を整備し、当該奨励金の交付年度の翌年度から 5
年間保管しなければならない。

様式第 7 (第10条関係)

奨励金交付請求書

年 月 日

扶桑町長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け第

号にて交付決定の通知を受けた奨励金

について扶桑町企業立地促進条例施行規則第 1 0 条の規定により、次のとおり
請求します。

奨 励 金 の 請 求 金 額	円		
交 付 年 度	年度		
指 定 番 号	第	号	
工 場 等 の 所 在 地 (地 番)			
工 場 等 の 名 称			
交 付 を 請 求 す る 奨 励 金 の 名 称	☐ 工場等新設促進奨励金 ☐ 工場等増設促進奨励金 ☐ 雇用促進奨励金 ☐ 償却資産取得奨励金		
	内 訳	工場等新設促進奨励金	円
		工場等増設促進奨励金	円
		雇用促進奨励金	円
		償却資産取得奨励金	円

様式第 8 (第 11 条関係)

工事完了届

扶桑町長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

工場等の工事が完了したので、扶桑町企業立地促進条例施行規則第 1 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号
工場等の所在地 (地 番)	
工場等の名称	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日

様式第9（第11条関係）

操業開始届

扶桑町長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

工場等の操業を開始したので、扶桑町企業立地促進条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号
工場等の所在地 (地 番)	
工場等の名称	
操業開始年月日	年 月 日

様式第 10 (第 11 条関係)

指定申請書記載事項変更届

扶桑町長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

指定の申請の内容に変更があったので、扶桑町企業立地促進条例施行規則第 11 条の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号	
工 場 等 の 所 在 地 (地 番)		
工 場 等 の 名 称		
指 定 申 請 書 記 載 事 項	変更前	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

※添付書類

- 1 変更の内容を証する書類
- 2 その他町長が必要と認める書類

様式第 11（第 11 条関係）

操業休止（廃止）届

扶桑町長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

工場等の操業を休止・廃止したので、扶桑町企業立地促進条例施行規則第 11 条の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地 (地 番)	
工 場 等 の 名 称	
操業休止（廃止）年月日	年 月 日
操 業 休 止（ 廃 止 ） の 理 由	

様式第 12 (第 13 条関係)

承継申請書

扶桑町長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

指定事業者の地位を承継したいので、扶桑町企業立地促進条例施行規則第 13 条第 2 項の規定の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号	
工場等の所在地 (地 番)		
工場等の名称		
	指定事業者	承継者
所 在 地		
名 称		
代 表 者 氏 名		
承 継 年 月 日		
承 継 の 理 由		

※添付書類

- 1 変更の内容を証する書類
- 2 その他町長が必要と認める書類

様式第 13（第 13 条関係）

承継承認通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付で申請があった指定事業者の地位の承継について、扶桑町企業立地促進条例施行規則第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

指 定 番 号	第 号	
工 場 等 の 所 在 地 (地 番)		
工 場 等 の 名 称		
	指定事業者	承継者
所 在 地		
名 称		
代 表 者 氏 名		
承 継 年 月 日	年 月 日	

様式第 1 4 (第 1 4 条 関 係)

奨励措置指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

扶桑町企業立地促進条例施行規則第 1 4 条の規定により、次のとおり当該指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地 (地 番)	
工 場 等 の 名 称	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 し の 理 由	

様式第 1 5 (第 1 5 条関係)

奨励金交付停止通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

扶桑町企業立地促進条例施行規則第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり奨励金の交付を停止したので通知します。

奨 励 金 の 交 付 停 止 金 額	円
---------------------	---

交 付 を 停 止 し た 年 度	年 度	
指 定 番 号	第 号	
工 場 等 の 所 在 地 (地 番)		
工 場 等 の 名 称		
交付を停止した奨励金の名称	☐ 工場等新設促進奨励金 ☐ 工場等増設促進奨励金 ☐ 雇用促進奨励金 ☐ 償却資産取得奨励金	
停 止 し た 奨 励 金 の 内 訳	工場等新設促進奨励金	円
	工場等増設促進奨励金	円
	雇用促進奨励金	円
	償却資産取得奨励金	円
	合 計	円
交 付 を 停 止 し た 理 由		

様式第 1 6 (第 1 5 条 関 係)

奨励金返還命令書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

扶桑町企業立地促進条例施行規則第 1 5 条第 3 項の規定により、次のとおり奨励金を返還するよう命じます。

奨励金の返還金額	円
----------	---

指 定 番 号	第 号	
工 場 等 の 所 在 地 (地 番)		
工 場 等 の 名 称		
返還を命じる奨励金の名称	☐ 工場等新設促進奨励金 ☐ 工場等増設促進奨励金 ☐ 雇用促進奨励金 ☐ 償却資産取得奨励金	
返還する奨励金の内訳	工 場 等 新 設 促 進 奨 励 金	円 (年度分)
	工 場 等 増 設 促 進 奨 励 金	円 (年度分)
	雇 用 促 進 奨 励 金	円
	償 却 資 産 取 得 奨 励 金	円
	合 計	円
返 還 期 限	年 月 日	
返 還 の 理 由		

注 1 返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じた延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。

2 延滞金については、扶桑町税条例の例により算出します。